

【令和7年度採用】

社会福祉法人 糸満市社会福祉協議会 職員採用候補者試験実施要綱

1. 趣 旨

本要綱は、社会福祉法人糸満市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）の職員採用候補者試験実施にあたり必要な事項を定める。

2. 採用職種・職務内容及び採用予定人員

- (1) 採用職種 : 主事（正規職員）
- (2) 職務内容 : 糸満市内の地域福祉活動の推進のため、地域福祉活動支援、相談援助、法人運営事務などの福祉事業業務に従事
- (3) 採用人員 : 若干名

3. 応募資格

- (1) 昭和60年4月2日以降に出生した者
- (2) 県内在住の者
- (3) 社会福祉士あるいは精神保健福祉士国家資格を有する者、又はいずれの受験資格を有する者
- (4) 普通自動車運転免許（AT可）
- (5) 次のいずれかに該当する者は対象としない。
 - ①禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ②成年被後見人又は被保佐人

4. 試験日時、試験種目及び場所

項 目	日 時	試験種目	場 所
一次試験	令和7年3月20日(木) 受付：08：30～08：50 試験：09：00～10：30	小論文 (筆記) 90分	糸満市社会福祉センター (糸満市字真栄里 857 番地)
二次試験	令和7年4月13日(日) 受付：08：30～08：50 試験：09：00～10：35	面接試験 (口述)	

※一次試験（小論文）は800字以内の筆記試験。（テーマは試験開始直前に発表します。）

※二次試験（面接、一次試験合格者）は1人15分以内の口述試験。

5. 受験手続き

- (1) 交 付 先 : 社会福祉法人 糸満市社会福祉協議会
〒901-0362 糸満市字真栄里 857 番地（糸満市社会福祉センター内）
- (2) 受付期間 : 令和7年2月19日（水）～3月14日（金）
（土・日・祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分）

(3) 提出書類

次の提出書類を持参して本人が直接、又は郵送（簡易書留郵便にて、令和7年3月14日必着）により本会へ申込み下さい。

- ①本会所定の職員採用候補者試験申込書（3ヶ月以内の顔写真を添付）
- ②履歴書（3ヶ月以内の顔写真を添付）
- ③国家資格登録証の写し、又は受験資格指定科目履修証明書の写し

※「職員採用候補者試験申込書」等の提出時に、受験資格要件を満たしていることの確認を行い、受験票を交付します。郵送により場合は、受験資格要件の確認後、受験票を本人宛へ送付します。

※「職員採用候補者試験申込書」は、下記窓口にて配布しています。

糸満市社会福祉センター（糸満市字真栄里 857 番地）

※ホームページからダウンロードする場合は、A4版の白色普通用紙（コピー用紙）に黒色一色インクで印刷して下さい。

URL (<https://itoman-shakyo.or.jp>)

6. 職員採用候補者選考委員会

- (1) 面接試験等、その他必要事項を行うため「職員採用候補者選考委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。
- (2) 委員会は若干名をもって構成し、委員は本会会長が委嘱する。

7. 採点及び選考方法

- (1) 小論文試験の採点は、外部（機関等）に依頼する。
- (2) 面接試験は、本委員会において行う。
- (3) 本委員会は、最終選考結果を本会会長へ報告する。

8. 合格者発表

- (1) 一次試験全受験者への合否は、事務局より4月4日（金）に郵送する。又、本会ホームページに合格者の受験番号を午前10時に掲載する。
- (2) 二次試験全受験者への合否は、事務局より4月15日（火）に郵送する。又、本会ホームページに合格者の受験番号を午前10時に掲載する。
- (3) 合否結果については、いずれの場合にも問い合わせ等には応じない。

9. 採用

- (1) 採用予定日は二次試験合格者と協議し、令和7年5月1日又は6月1日とする。
- (2) 採用の日から3ヶ月間は試用期間とする。

10. 合格・採用の取り消し

次の場合は、合格・採用を取り消すことがある。

- (1) 受験資格及び経歴等に虚偽がある場合。

- (2) 採用までの間に社会通念上、不相当とみなされる行為があった場合。
- (3) 試用期間中、本会就業規則に基づき不適合であると認めるとき。

1 1. 受験心得

- (1) 一次試験は、試験開始 15 分前までに受付を済ませること。
- (2) 一次試験会場には、受験票、鉛筆(B または 2B、シャープペンシル可)使用、消しゴムを持参。
- (3) 入場後は、携帯・スマートフォンの電源をお切り下さい。
- (4) 試験途中で席を離れる場合(トイレなど)は挙手し、係員の指示を受けて下さい。

1 2. 募集方法

本会ホームページ、市ホームページ、ハローワーク等で募集を行う。

1 3. 勤務条件等

- (1) 初任給 本会給与規程により支給
- (2) 諸手当
支給要件に応じて、期末・勤勉手当(賞与)、通勤手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当、退職手当など
- (3) 勤務時間・休暇等
 - ①勤務時間 原則として週38時間45分勤務
(月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで)
 - ②有給休暇 年次有給休暇 年20日
夏季休暇、療養休暇、特別休暇、産前産後休暇 など

1 4. その他

提出していただいた書類は、お返しいたしません。なお、提出された個人情報は、試験実施の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には使用しません。

1 5. 問合せ先・受験申込先

社会福祉法人 糸満市社会福祉協議会 総務係(担当:小那覇)
〒901-0362 糸満市字真栄里 857 番地(糸満市社会福祉センター内)
TEL 098-994-0563 / FAX 098-994-0562

付 則

この要綱は、令和7年2月13日より施行する。